

著作権規程

昭和 62 年 2 月 17 日理事会制定

平成 15 年 12 月 1 日理事会改定

(目 的)

第1条 本規程は、社団空気調和・衛生工学会（以下“学会”という）が編集する著作物（電子媒体を含む）の著作物および編集著作権の帰属について規程することを目的とする。

(著 作 権)

- 第 2 条 1) 学会が編集する著作物に掲載された論・報文その他で、当該著作物の著作者を特定できる方法でその氏名を明示してある著作物の著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。
- 2) 学会が編集する委員会報告・シンポジウムテキストなどの著作物で、著作者各人の創作した部分に対応する氏名を特定または明示しないものの著作権は、学会に帰属する。
- 3) 学会が編集する著作物に掲載された個々の著作物の著作権について、別段の定めがある場合は、前二項の規程にかかわらずその定めるところによる。

(編集著作権)

第 3 条 学会が編集する著作物の編集著作権は、学会に帰属する。

(著作物利用の許諾)

- 第4条 学会が著作権および編集著作権を有する著作物の全部または一部の引用・転載、複写および電子媒体化などについて、第三者から許諾を求められた場合は、これを学会が決定する。
2. 学会が著作権を有しないが、編集著作権を有する著作物の全部または一部の引用・転載、複写および電子媒体化などについて、第三者から許諾を求められた場合は、著作権者はその許諾の決定権を学会に委任する。
- ただし、この規程は、当該著作者が自らの著作部分について許諾を行うことを妨げない。

(既出版著作物の取扱い)

第5条 第 2 条および第 4 条の規定は、学会が編集した著作物で、すでに公表された著作物についてもこれを適用する。

第6条 学会が編集する著作物に掲載された個々の著作物の内容については、当該著作者が責任を負うものとする。

付則 本規程の改廃は、著作権委員会が審議し、同委員会委員長が理事会へ起案するものとする。